

議案第 4 7 号

羽曳野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

羽曳野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

水道事業の経営についての審議等を行う羽曳野市水道事業経営審議会を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年羽曳野市条例第380号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 3 法第14条の規定に基づき、水道事業の経営に関する事項について審議等を行うため、羽曳野市水道事業経営審議会を置く。
- 4 羽曳野市水道事業経営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員	日 額 7,000 円	上記に同じ
--------------------	-------------	-------

」を

「

羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員	日 額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市水道事業経営審議会委員	学識経験者 日 額 20,000 円	上記に同じ
	その他の委員 日 額 7,000 円	

」に

改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年羽曳野市条例第382号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企業職員」の次に「(特別職に属する地方公務員を除く。以下同じ。)」を加える。

第2条中「で一般職に属する地方公務員」を削る。

羽曳野市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

新	旧
(組織) 第4条 1・2 省略 3 <u>法第14条の規定に基づき、水道事業の経営に関する事項について審議等を行うため、羽曳野市水道事業経営審議会を置く。</u> 4 <u>羽曳野市水道事業経営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。</u> 以下省略	(組織) 第4条 1・2 省略 以下省略

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新				旧			
別表				別表			
区分	報酬の額		費用弁償の額	区分	報酬の額		費用弁償の額
省略				省略			
羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員	日額	7,000 円	上記に同じ	羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員	日額	7,000 円	上記に同じ
羽曳野市水道事業経営審議会委員	学識経験者	日額 20,000 円	上記に同じ				
	その他の委員	日額 7,000 円					
省略				省略			

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

新	旧
(この条例の目的) 第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 38 条第 4 項の規定に基づき、<u>企業職員(特別職に属する地方公務員を除く。以下同じ。)</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。 (給与の種類) 第 2 条 企業職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 省略 以下省略	(この条例の目的) 第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 38 条第 4 項の規定に基づき、<u>企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</u> (給与の種類) 第 2 条 <u>企業職員で一般職に属する地方公務員</u>(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 省略 以下省略